

議第25号

財産（はしご付消防自動車）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | | |
|----------|---|----|
| 1 財産の種類等 | はしご付消防自動車（30m級） | 1台 |
| 2 取得の金額 | 211,200,000円 | |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目178番地
丸新消防株式会社
代表取締役 谷口 欣也 | |
| 4 設置場所 | 高山市桐生町3丁目208番地
高山市消防本部高山消防署 | |
| 5 取得の時期 | 令和5年度 | |